慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スターリング地域の植民地通貨制度
Sub Title	The colonial currency system in the Sterling area
Author	矢内原, 勝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.11 (1956. 11) ,p.779(15)- 793(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19561101-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561101-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

四四

形せられてしまうことになる。 消費者主權でなく、社會的共同主權とでもいうべき形態に消費が變 全に主權を放棄してしまうわけである。また近時發達してきた社會 所得處分の權利は政府の手に移る。政府は公共的立場からその所得 場でそれが普及し、日本ではそれが販賣されてないときにも、日本人 保險の制度は個人の消費生活を共同化することであつて、個人的な を或いは消費に或いは投資にむける。この限りにおいて消費者は完 限は一般商品の消費者には存しない。そして、 費者主權の侵害として受取るほど、ひとびとは緻感ではない。第三 の消費者主權が侵害されたとは考えないであろう。或る種の商品が らといつて消費者主權が侵害されたとは考えられない。アメリカ市 たとえばテレビジョンが發明されなかつたとき、その供給がないか 廣狹の變動は、消費者主權の侵害とは受取られていないのである。 分量によつて限定されるのであつて、この種類と分量を支配する權 に政府が財政的手段を用いて國民の所得の一部分を徴收するとき、 **鰯税障壁によつて輸入を制限されているとき、 或いは或る商品が輸** れば市場經濟下では消費者の選擇は生産者が提供する商品の種類と 生産でない、注文生産の場合に通用するとみた方が適切である。 險にさらされる。 件を失うとき、もつていると思つていた主權をたちまち喪失する危 のためにのみ生産され、國内に供給されないとき、これを國內消 言葉の通りの消費者主權はむしろ市場經濟的商品 商品の種類と分量の

ており、また今後において計畫化がそれを制限する傾向が濃いとし このような形において消費者主権の實態はいちじるしく制限され それは消費者主權と矛盾するものではない。

> ない。所得の一部分が貯蓄として個人の手からはなれ、金融ならびける計畫化はただし個人的支出の過程において加えられるものでは は實行しやすいにちがいない。 る。この面において、市場の組織がよく整つておるならば、計畫化 に資本市場へ流入してくるところで、その量と方向について行わ れるだけでなく、投資の面においてもおこなわれる。この方面にお るのである。 この限りにおいて計畫化は生産の面における競爭的秩序と調和しう しかし計畫化は所得の消費支出の面においてのみ行わ

されるのである。 費者的自由よりもむしろ生産者的自由に在る。自由とは進步の條件 主權の不當な絕對觀より生ずる誤謬である。經濟的自由の問題は消 定を保障するものではない。その敏陷を補うことは、需要の統制で **爭的秩序を受入れるものである。國民經濟の進步は競爭的秩序のも** 徴ずける言葉である。生産的活動の面においては、それはむしろ競 體としての安定と發展について下される綜合的な政策を包括して特 としての意味をもつものである。進步は生産者的自由によつて促進 と相容れないもののように主張される。しかしかかる見解は消費者 奉仕することができる。しかしこの競爭の秩序は必ずしも均衡や安 して計畫化がもし需要統制を必要とするならば、それは個人的自由 つ。需要の統制はしばしば消費者主權の侵害の如く考えられる。そ ある。政府の計畫化は、需要統制の面において最も顯著な意義をも とにおいて最も創造性を發揮することができ、個人的價値の實現に 最後に一般的な結論を述べるならば、國民經濟の計畫化とは、

ス ン

ソグ地域の内核

植民地通貨制度

制度の操作方法

流通通貨量 通貨準備と購買力

ポンド ・スターリングとのリ

スターリング地域の内核

において緊質的構造をもつている。更に一九四七年三月に連合王國的であり、メンバーが大體英連邦のメンバーと一致するという意味 が自然發生的、包括的であつたのに比べて、人工的換言すれば制度 略するが、一九三九年以降のスターリング地域は、それ以前のもの におけるポンド為替管理は「法令」(statutory rules and orders) グ地域である。今スターリング地域の歴史について述べることは省 ここにいうスターリング地域とは、 九三九年以降のスターリン

> テリト 現在云われている 「スターリング地域」 とは 俗稱であつて、 正確ゆく ものであり、 固定されている ものではない。 このようにして この「一覽表」は時を經るに從い、諸國の出入に應じて訂正されて 地域として知られていたものは、新法の下では「シェデュールド 行政機構の一部となつた。かくして、「法令」においてスターリング る。 には「シェデュールド・テリトリーズ」と呼ばれるべき もの で あ により操作されることが終熄し、爲替管理法による正常な平和時 スター リング地域の一般的特徴として次の五項目が擧げられるの ズ(scheduled territories)」(表記地域)となつた。

が普通である。

- メンバーは通貨準備の多くをポンドで保有する。
- 2 國際取引をポンドで爲す。
- 3 替制限がない。 例外を除いては、メンバー間には資本の移動のためにさえ爲
- 關税はあるが、大ていのスター リング地域内貿易は割當制限

Ti. (七七九)

リング地域の植民地通貨制度

からは自由である。

9 共通のドル・プールの存在。

以上の如くであるが、この中で最後のものが、恐らく最も重要で以上の如くであるが、この中で最後のものが、恐らく最も重要で以上の如くであるが、これは二つの範疇に分れる。 は上の如くであるが、この中で最後のものが、恐らく最も重要で以上の如くであるが、これは一つのであるが、このでは詳述しない。 さなくてはならない。これは二つの範疇に分れる。

- 1 內核
- 合王國と共通の割當しか與えられていない。 a.國際通貨基金(IMF)において、個別の割當をもたず、連
- b 連合王國以外は國內に中央銀行をもたない。
- c その通貨は通貨發行局 (currency board) と通貨辨務官においては金融及び信用政策について、いかなる決定的な權限もな基金の大部分はポンド證券に投資されており、その通貨の流通地域は大部分ロンドンで行なわれ、その資産即ち通貨準備金或いは通貨においては金融及び信用政策について、いかなる決定的な權限もない。
- 2 外 核
- a 國際通貨基金に個別の代表を送つている。

b それ自身の中央銀行をもつ。

c 金融面について完全な自主性をもつ。

- それは
 右の内核、外核の外側に、更に外部地域と呼ばれる地域がある。
- a 通常ポンド資産を保有する。

いないし、ここでも重要でない。管理法のタームによればシェデュールド・テリトリーズと呼ばれて外部地域はスターリング地域の境界線に位置する國々であり、爲替域又は行政的振替可能地域の三つのグループに細分される。しかしこの外部地域はアメリカ勘定地域、振替可能勘定地域、双務勘定地との外部地域はアメリカ勘定地域の三つのグループに細分される。しかし

言葉によって象徴されるように、マレイ連邦と西アフリカ、 ティ筋のこの問題に關するマレイを例としての見解によれば、 に内核といつてもマレイのゴムと錫、西アフリカのココア、 よつて取引されている大地域の一部をなすことができる、とか、 ング地域に加入していることによつて、多角貿易が自由にポンドに 葉によつて單的に表現される保守的經濟學者は、植民地はスター ンドンの資本市場への容易な接近が可能になるとかいう、スター からすら批判を招く原因となつている。卽ちその一例を擧げれば、 及び自治領がこれから引出しているということは、明瞭に現象して いるために、單に左翼陣營からだけでなく、諸外國、アメリカ合衆國 「英國 (Britain)はスターリング地域機構を植民地を搾取すること **グ地域機構から享ける利點を擧げて反論するのが常である。一般** ルド・コーストとナイジェリアが文字通りドル箱である。今、 植民地がドル・プールに對して寄與しているのに反して連合王國 用しており、 このような批判に對する英國の辯護論、殊にシティ筋という言 「ある當然な、 かくして然らざれば賄い得た經濟開發を禁じてい しかし非論理的な地方感情がある、 即ち、 という 特にゴ 7 V シ H · IJ

> 葉自體が曖昧である。マルクスの資本論の理論からすれば資本主義 残高の構成を考察し、 を避けて次のような方法を試みたい。第一に、植民地保有のポンド 不等價交換の問題が現われる。しかしここではこのような取扱い方 何かそれ以外の搾取が考えられるはずであり、そこに國際價値論、 搾取されている。しかし植民本國による植民地搾取という時には、 は存在しないか、という疑問が殘る。第一、搾取といつてもその言好意」をもつて受容したのかどうか、そこに何らかの經濟外的壓力 初期の段階において匡正された、1のである。一體この地方感情は果濟的に使用するという必要を受容し、戰爭直後の輸入統制の放慢は 國の勞働者は、勞働力が價値通りに賣られたとしてもなお資本家に して「非論理的」であるのかどうか、マレイは果して「非常に正當な しかしながらマレイは非常に正當な好意をもつて、 りもドルの使用についてもう少し自由を許さるべきであるという。 ロンドンに吸引集積されるのかを明らかにする。 ルの大きな稼ぎ手は、 いかなる機構によつて植民地の獲得した外貨 **」のである。一體この地方感情は果** スター リング地域の平均部分よ ドル支出を經

の定義を引用すれば、次の二條件が滿足されなければならない。 に開發地域とは何か、ということも困難な問題ではあるが、ここで は一人當り實質所得が低く、且つある條件を與えれば、これを高め は一人當り實質所得が低く、且つある條件を與えれば、これを高め は一人當り實質所得が低く、且つある條件を與えれば、これを高め の定義を引用すれば、次の二條件が滿足されなければならない。ここで 経濟的には低開發地域に屬し、且つ從屬的經濟構造をもつている。

1 對外取引がその國民所得の大部分を竣生させる。

諸國に與えることができない。 まりにも小さい消費者であるので、いかなる影響をもそれらのま 問題の地域は、その主要な市場を提供する諸國の生産物のあ

古の二つの條件が經濟的從屬のために必要であり、どちらか一つ 右の二つの條件が經濟的從屬のために必要であり、於出の內容は 第一次生産物(農産物及び鍍産物)である。從つて國際收支、特に 保は密接となる。從屬の手段は主として貿易であり、輸出の內容は 保は密接となる。從屬の手段は主として貿易であり、輸出の內容は 保は密接となる。從屬の手段は主として貿易であり、輸出の內容は 係は密接となる。從屬の手段は主として貿易であり、輸出の內容は 係は密接となる。從屬の手段は主として貿易であり、が 以下は南ア連 は、本來的に連合王國に從屬している。(ローデシアは南ア連 は、本來的に連合王國に從屬している。(ローデシアは南ア連 は、本來的に連合王國に從屬している。(ローデシアは南ア連 は、本來的に連合王國に從屬のために必要であり、どちらか一つ

し一人當り實質所得の上昇が、必らずしもその地域の住民の福祉のと、人當り所得の增大がもたらされないとは斷言できない。しかもスターリング地域全體の觀點よりみれば、昔ながらの三角貿易のパターン、ング地域全體の觀點よりみれば、昔ながらの三角貿易のパターン、ととが、植民地にとつてはスターリング地域の理想型としてこれへの復歸を夢みている、その三角貿易の運動として、植民地は原料品をドル地域に輸出し、連合王國は植民地に生産財、消費財を供給して、位民地の獲得したドルを吸上げ、自己の對ドル地域貿易の赤字を埋める。このような運動が圓滑に行なわれるために植民地の經濟的從める。このような運動が圓滑に行なわれるために植民地の經濟的從める。このような運動が圓滑に行なわれるために植民地の經濟的從める。このような運動が圓滑に行なわれるために植民地の経濟的役別は、一人當り實質所得の上昇が、必らずしもその地域の住民の福祉のは、一人當り實質所得の上昇が、必らずしもその地域の住民の福祉のととが、植民地にとつても有利であることになる。しかもスターリとが、植民地に登場のである。といる、一人當り質質所得の上昇が、必らずしもその地域の住民の福祉のは、一人當り質質所得の上昇が、必らずしもその地域の住民の福祉のといる。

經濟開發の目的の二つの基準、 英領アフリカ植民地の金融及び財政制度を考察する際に使用した、 変展させることであるとする。そうしてニュウリン及びロウワンが が、ここでは植民地の經濟政策の目的は、經濟を かルの反省もあるが、ここでは植民地の經濟政策の目的は、經濟を

- a 長期にわたる一人當り實質所得の成長率の極大化
- 本質を遙かに正確に明るみに出すことができると思う。本質を遙かに正確に明るみに出すことができると思う、事柄の地域制度の植民地に對する利點を列撃したりすることより、事柄のという關係で捉えて、搾取を云々し、或いは植民地の經濟開發をに照して能率的なものであるかどうか、或いは植民地の經濟開發をに照して能率的なものであるかどうか、或いは植民地の經濟開發をに服して能率的なものであるかどうか、或いは植民地の經濟開發を地の獲得した外貨がロンドンに吸收される機構が、右の二つの基準で投資の問題になり、且つしとは獨立である。こうして第一の植民を擴充使用することにする。 a は發展の長期の傾向であり、主としを擴充使用することにする。 a は發展の長期の傾向であり、主としを擴充使用することにする。 a は發展の長期の傾向であり、主としを擴充使用することにすると思う。
- 図と呼ばれているもの、ここでは外務省の譯語を採用した。 Wales and Scotland)及び Northern Ireland. 普通英本語(1)
- (M) Roberts, H. L. and Wilson, P. A.; Britain and the United States, 1953. p. 72.
- (m) Sayers, R. S. (ed); Banking in the British Commonwealth, 1952. p. 470. and Bareau, P.; The Sterling

Area, 1950. p. 14.

- からである。 名稱をもつものがあり、自治領については「共和國」をも含むの各地域は「植民地」の他に「保護領」「委任統治領」などのの各地域は「植民地」の他に「保護領」「委任統治領」などのは、 植民地については、實際
- 四十七卷 第七號及び第八號參照。
- (c) Sayers; op. cit., p. 474.
- (>) Roberts and Wilson; op. cit., p. 73.
- (∞) The Banker; Monetary Systems of the Colonies, 1950. p. 33.
- (9) 「マレイは屢々植民地が、スターリング地域機構を通してConditions, 1953. p. 81.
- 後展」國際經濟第七號など參照。(10) 「低開發國」の定義については、坂本二郎「後進國の經濟
- ノミスト 一九五六年 七月二八日號参照。11) 村野孝・矢内原際「スターリング地域は崩壊するか」エコ
- (A) Cf. Frankel, H.; The Economic Impact on Underdeveloped Societies, 1953.
- (A) Newlyn, W. T. and Rowan, D. C.; Money an Banking in British Colonial Africa, 1954. Ch. IX.

2 植民地通貨制度

制度の操作方法

植民地保有のポンド資産、即ちロンドンに吸上げられた植民地の 植民地保有のポンド資産、即ちロンドンに吸上げられた植民地の がだ外貨は基金のタイプによつて、クラウン・エージェントのもつ通貨基金の問題である。 残される(第4表参照)。ここでとりあげる植民地の通貨制度は、 この植民地保有ポンド資産を構成する一部分であるが、ここでは でも考察が加えられなければならないのは営然であるが、ここでは でも考察が加えられなければならないのは営然であるが、ここでは でも考察が加えられなければならないのは営然であるが、ここでは ないだ外貨は基金のタイプによつて、クラウン・エージェントのも ないだ外貨は基金がが、ここでは ないだ外貨は基金のタイプによって、クラウン・エージェントのも ないだ外貨は基金がけを對象とせざるを得ない。

カ及び西 アフリカ 通貨發行局は例外で ロンドン に位置し、クラウカ及び西 アフリカ 通貨發行局は例外で ロンドン に位置している地域に位置しており、植民地のためのロンドンに保有しなければならない。これは植民地ポンド為替規準制度と明をまずしなければならない。これは植民地ポンド為替規準制度と明をまずしなければならない。これは植民地ポンド為替規準制度と明をまずしなければならない。これは植民地ポンド為替規準制度と明を行ならにはクラウン・エージェントの準備をポンドでロンドンに保有しなければならない。これは植民地の通貨制度の説明をする。つまり「植民地」ということはこの場合「一〇〇パーセント」ということである。通貨發行局は開度の選問を活動している地域に位置しており、植民地の大口の一〇〇パーセントの準備をポンドの場合「一〇〇パーセント」ということは、大口の一〇〇パーセントの連鎖をおり、一〇〇パーセントの連鎖をである。一個には、海外政府及び行政のためのクラウン・エージェントのもつ通貨基金、正確には、海外政府及び行政のためのクラウン・エージェントのもつ通貨基金、正確には、海外政府及の流域を対している地域に対している地域に対している地域に対している地域に対している地域に対している地域に対している地域に対している。

することによつて利子を取得するわけである。
は對して利子を支拂わなければならないのに反して、このような通に對して利子を支拂わなければならないのに反して、このような通借によつて通貨發行を行なつている國においては、發行當局は證券

され得る。以上の規則については若干の説明が必要である。まず投らず、一一〇パーセントを超える場合は、その部分は收入勘定に移 は植民省によつて認められた、自國以外の他の證券に投資を要求さ 現金のまま保持することはなく、當然證券投資をするわけであるが い。)東及び西アフリカ通貨發行局 については、自らのにつて以來、この規定についても何らかの變化があつたか 南及び北ローデシア及びニアザランドを管轄するが、 買うことを許されていないことである。南ローデシア通貨發行局は 資の對象であるが、南ローデシア通貨發行局を除いて自國の證券を の一パーセントに等しい額が價値下落準備に繰入れられなければな ている通貨の價値の一一〇パーセントになる迄その利子を蓄積する れ、資産にその投資からの所得を加えたものが、資産が責任を擔つ は、必要以外のポンド基金を連合王國その他の連邦政府の株劵或 るからそれだけ自主性を認められているわけである。 よう要求される。一一〇パーセント以下である年には、通貨の價値 これについても次のような規定がある。卽ち通貨發行局及び辯務官 に投資してはいけないという形式的禁止はないけれども、實際問題 ーデシア及びニアザランドが中央アフリ して二〇パーセントの地方投資が許されているのは、 今投資するといつたが、通貨準備金であるポンドは稼ぎ高のな カ連邦を構成するようにな 準自治領であ これが例外と (南及び北口 地域の證券 P

んで 劵のような確實な對象に投資することができ、之によつて利子を取資本市場がなく、植民地はこの制度によつて、連合王國その他の證はかなり重要な問題である。英國の保守主義的論者は、植民地には もない。 アフリカの友人マウマウ彈壓のために使用されないという保證は何 **連合王國大職省債券ほど確實性がなく、容易に現金化できないと** 得することができるという利點を主張するけれども、 は利子よりも額が大きいであろう。しかもこの基金は、例えば同じ うことを認めても、植民地保有の基金によつて、何處かで誰かが營 ある各植民地は當然開發のための資本需要國である。自國の證券は 省債券に投資されている。 として行なつていない。 いる事業から抽出される利潤は當然植民地には流入せず、 實際には通貨基金の大部分は連合王國大蔵 この自國證券に投資できないということ 低開發地域で 利潤

一○パーセントに未だ到達していない場合もある。 一○パーセントに未だ到達していない場合もある。 が、今見て來たように、利子を含めて一一○パーセントが要求された。 もつとも各通貨發行局の基金が通貨の嚴密に一○○パーセントが要求されが、今見て來たように、利子を含めて一一○パーセントが要求されが、今見て來たように、利子を含めて一一○パーセントと記した

てマースのいう偶愛的利潤(contingent profit)——もつとも私に迄であつて、その料金は各發行局によつて固定されている。かくしすことができる。その率は四分の一パーセントから一パーセント位更に通貨發行局は通貨の賣買、卽ち發行、兌換双方に手數料を課

第一位、二八パーセントを占めることは第4表の通りである。皆学、硬貨及び紙幣の製造費、船送費)を差引いたものが通貨準備證券の經常利子、更に發行兌換の手數料の合計から操作の費用(經證券の經常利子、更に發行兌換の手數料の合計から操作の費用(經證金を構成するわけである。しかもこれが全植民地ポンド保有高の協会を構成するわけである。しかもこれが全植民地ポンド保有高のは主として證券に投資されている部分と、若干の連合王國の硬貨及は主として證券に投資されている部分と、若干の連合王國の硬貨及は主として證券に投資されている部分と、若干の連合王國の硬貨及

- mial Sterling Balances, 1954. に得られる。
- (2) Clauson, G.; British Colonial Currency System, The Economic Journal, April 1944. によればパレスティナ通貨發行局も例外に屬する。
- (の) 詳しくは The West African Currency Board, Statistical & Economic Review. No. 8.
- (4) Sayers; op. cit., p. 423.
- (10) Greaves; Colonial Monetary Conditions, p. 9.
- からである。 が之に参加するようになつたのも、その準自治領としての地位(6) 一九五六年の英連邦首相會議以來、中央アフリカ連邦首相
- (r) Newlyn and Rowan; op. cit., p. 69.
- p. 347. Exchange Standard, Shannon, Ωf. Ħ Α., African IMF Staff Papers. The Currency Modern Colonial Board Regula-II. 1951-52. Sterling

tions. 11.

- Perham, M. (ed); Mining, Commerce, and Finance in Nigeria, 1948. p. 189.
- (의) Shannon, H. A.; Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard, IMF Staff Papers. I. 1950-51, p. 349.

通貨準備と購買力

ということになり、これは經驗の反對である、とする。保有するだけ、彼らが購買することのできるポンド輸入が減少する、の事中にある通貨に見合つている。他の觀點よりすれば、ヘイズルの手中にある通貨に見合つている。他の觀點よりすれば、ヘイズルの手中にある通貨に見合つている。他の觀點よりすれば、ヘイズルの手中にある通貨に見合っている。他の觀點よりすれば、ヘイズルの手力を強力を止れる一〇パーセントの法令によつて規定されていた、外國双方の購買力を一ペニイも變更しない、通貨發行局それ自身

はその植民地通貨を當局に提出することによつて外國爲替を望むだ爲替管理や輸入割當制度のようなものが存在しなければ、植民地人 味で外國購買力の增加ということになりそうである。とすれば現行 ろうが、ともかぐも現行の一〇〇パーセント制度に比して、 當てられても、同量の國內の流通量が得られる筈である。そうすれ 投資を阻害して が可能である。勿論この開發計畫によつて通貨量の增大を促すであ ば植民地政府はその額だけの資本を使用して國内開發を行なうこと 許されるならば、一〇〇パーセント制度下の準備金の半分が輸入に られる制度の下においてなら、卽ち五〇パーセントの無準備發行が 00%1 **う。その時は植民地内部の通貨流通量はゼロになる。しかしもし一** 金の全量(一〇パーセント分を除く)を輸入に當てたと 假 定 しよ の態度に依存する。しかし極端な例を考えて植民地がその通貨準備 け獲得できることは明らかである。外國爲替獲得量は一に植民地人 ここでは論争の詳細には觸れないが、グリー セントではなくて、例えば五〇パーセントの準備金が認め 一人當り實質所得の増加を齎らすであろう開發のため いるといつてよいであろう。 ヴスのいうように、 この意

ないと主張する。しかしいくら兌換要求の性向が高いといっても一若しくは容易に現金化し得る形態にその資産を投資しなくてはなら 他の使用に向けられると述べている。このことは、これまた保守的て過剩と見做され得る、この部分は通貨の安定性を害することなく から算定したものであるが、マースのように植民地通貨を三つのグは半分である。ニュウリン及びロウワンの數字の根據は過去の動き 出されないであろう地方通貨の部分は通貨準備の本來の目的にとつ 人でさえ、一〇〇パーセントは過剩であり、兌換のために決して提 少なくとも「植民地ポンド残高」においては保守的な考え方をもつ 際にはあり得ないことである。アイダ・グリーヴスのような保守的、 に依存して 守的辯護を試みる者、例えば英巓銀行の意見として、第一に、植民地 が兌換を要求されないと見積るかというと、各人によつて異なり、 と思われる香港大學のキングも認めているが、それならどの位の額他の使用に向けられると述べている。このことは、これまた保守的 の預金者は連合王國の預金者に比べて預金を現金化したがる欲望が の問題を捨象しても、 いうのは不必要に高くないか、ということである。これに對して保 〇パーセントということは潜在的可能性としては考えられても實 ープにわけて算出した方がヨリ精密な結果を得られるであろう。 いということ、の二つによつて銀行は高度に現金を準備するか、 次に問題となる點は、 つまり流動性選好が强いということ、第二に農鑛産物の輸出 (1)地方化された通貨、(2)季節的移住貨幣、(3)景氣循環的貨幣 ヴスは三分の一、ヘイズルウッド、ニュウリン及びロウワン いる産業構造よりして季節的その他の價格變動を蒙りや なお通貨の準備率として一○○パーセントと 植民地の通貨準備制度と外國購買力の關係 マースのように植民地通貨を三つのグース

不可能である。
不可能である。
不可能である。
に加力化された通貨がロンドンにおいて兌換のためにを區別し、(1)の地方化された通貨量がある。これによって算出された西アフリカ通貨發行局管轄下の、最少限の地方化された通貨量がた西アフリカ通貨發行局管轄下の、最少限の地方化された通貨量がた西アフリカ通貨發行局管轄下の、最少限の地方化された通貨量がた西アフリカ通貨を行力であり、ナイジェリアに決して提出されないと思われる通貨がロンドンにおいて兌換のためにを區別し、(1)の地方化された通貨がロンドンにおいて兌換のためにを區別し、(1)の地方化された通貨がロンドンにおいて兌換のために

照(一) Shannon, H. A.; The Sterling Balances of the Sterling Area. 1939-49. The Economic Journal. Sep. 1950.

Greaves, I.; The Sterling Balances of Colonial Territories. The Economic Journal. Sep. 1951.

Hazlewood, A.; Sterling Balances and the Colonial Currency System. The Economic Journal. Dec. 1952. Greaves, I.; Sterling Balances and the Colonial Currency System. A Comment. The Economic Journal. Dec. 1953.

Hazlewood; Sterling Balances and the Colonial Currency System. A Reply. The Economic Journal. Sep. 1954.

Niculescu, B. M.; Sterling Balances and the Colonial Currency System. A Comment. The Economic Jour-

三四四

1al. Sep. 1954.

King, F.H.H; Sterling Balances and the Colonial Monetary System. The Economic Journal. Dec. 1955.

- (a) The Banker; op. cit., p. 12.
- (m) Greaves; The Colonial Sterling Balances, p. 13. (4) King op. cit.
- (45) Newlyn and Rowan; op. cit., Ch. IX. 3. The Cost of the money supply. and Ch. XII. 2. Monetary reform within the Currency Board framework.
- (©) Perham; op. cit., Ch. IV. 2. Nature and working of sterling exchange standard.

c 流通通貨量

り、更に銀行制度が未發達なために、先進國よりも通貨需要量がそと、通貨、正確にはマースの云う「地方化された通貨」の増大は、によろうと、究極には報出された財及び用役の犠牲を意味する。從によろうと、究極には報出された財及び用役の犠牲を意味する。從によろうと、究極には報出された財及び用役の犠牲を意味する。從によろうと、究極にはマースの云う「地方化された通貨」の増大は、には當然通貨の獲得は高價につく。第一次産業國にとつて交易條件には當然通貨の獲得は高價につく。第一次産業國にとつて交易條件には當然通貨の獲得は高價につく。第一次産業國にとつて交易條件には當然通貨の獲得は高價につく。第一次産業國にとつて交易條件には當然通貨の獲得は高價につく。第一次産業國にとつて交易條件の領向が恒常的に不利であるということは、植民地が低所得國であくも通貨の獲得が高價であるということは、植民地が低所得國であり、更に銀行制度が未發達なために、先進國よりも通貨需要量がそり、更に銀行制度が未發達なために、先進國よりも通貨需要量がそれ、通貨の機能を対して、通貨では、大田区のでは、大田区では、大田区のでは、大田区では、大田区のでは、、田区のでは、、田区のでは、、田区のでは、、田区のでは、、田区のでは、田区のでは、、田区のでは、田区の

決定され、地方化された通貨量は國際收支によって決定されるか る。 デフレ的影響を及ぼす。この場合輸入を削減できれば效果は相殺さ 通貨需要量を決定するのかという問題は理論的に困難な問題である らの財に對する輸入性向は極めて高いので、 れるが、通常植民地の輸入品は價格の彈力性が低く、 い。そして植民地國內の物價水準は地方化された通貨の量によつて ーセント制度下では國內の通貨需要量を調節する自主性が存在しな によつて決定されるということは云い得る。 現實に流通している通貨量とは必らずしも一致しない。 要因をなすであろう。 た通貨の量は、國內の需要とは無關係に、外部から、 れだけ多い筈であることを考慮に入れればその開發計蠥にとり阻害 交易條件が第一次産業國に不利な場合には當然國內物價水準に ともかくも、 もしマースの分析が正しいとすれば、地方化され 更に通貨の需要量、換言すれば適正通貨量と 輸入の削減は困難であ したがって一〇〇パ 植民地のこれ 即ち國際收支 何が國內の

の傾向はむしろ減少するのであろうし、殊に最後の項目は、在來のの傾向はむしろ減少するのであろうし、殊に最後の項目は、在來のの傾向はむしろ減少するのであろうし、殊に最後の項目は、在來のの傾向はむしろ減少するのである。しかし通貨の需要量は増大する傾向にあると考える方が妥當であり、事實、ナイジェリアにおいては一九三四年の國家貨幣の流通量、三、一七六、〇〇〇ポンドから一九二十年には七、九八六、〇〇〇ポンンドへと四、八一〇、〇〇のポンドだけ増加している。そうして貨幣の需要量は増大する傾向にあると考える方が妥當であり、事實、ナイジェリアにおいては一九三四年の國家貨幣の流通量、三、一七六、〇〇〇ポンドから一九二十年には七、九八六、〇〇〇ポンンドへと四、八一〇、〇〇のポンドだけ増加している。そうして貨幣の需要量は増大する傾向にあると考える方が妥當であり、事實、ナイジェリアにおいては一切が強力が必要であり、事實、ナイジェリアにおいては一切が強力が必要を表する。更に銀行りであつて、これだけでは通貨の必要量に比して過少であつたとは云であつて、これだけでは通貨の必要量に比して過少であつたとは云をない。

スター るということである、と述べている。しかしながら、繼續的なインを愼しむことにより、ある程度のインフレの機會を自ら否定してい て、バンカー 極的にはその土地の銀行が、その目的のために使用し、 フレ傾向が存在することは有利であるとする考え方は今日ではあま 流行していない、 この植民地においてはデフレ的傾向が存在するということに就 小さく見ている。 と述べて、このデフレ的傾向の及ぼす植民地經濟に對する不利 セント通貨準備制度下においては、政府は無準備の貨幣の發行 リング地域を單位としての傾向に比べれば重要性が殆んどな の論者はこの傾向を認めながら、眞理はむしろ、一〇〇 アイダ・グリーヴスは、 ともかく地方的なインフレ、デフレの傾向は、全 利用し得る通貨量は究 且つ使用す

> ために、 需要の増加が、またそれに見合う銀行の外部残高の増加を惹起する 第一に、植民地において銀行が信用を與える價値があると見做すこ 資源という制限内に留保する必要を常に意識しているということの ることを意志するポンド量に依存している、 からだとしている。 を提起している。この問題は彼女とヘイズルウッドとの、 のこの考え方は私には明らかでない。ともかく彼女は、 げていること、第二に多くの植民地貿易と財政の性質から、通貨の が、貸附と預金を信用の量的制限を問題にする點に達することを妨 とに制限があり、それによつ ておこる 信用賦與の上限の量的制限 の不足に苦しんだことはない、ということである。その理由として も關係するが、彼女の出している一つの答は、實際には銀行が通貨 ロンドンに基礎をおいていることが、現金支拂の需要を特殊な外部 セント通貨準備は植民地人の購買力に影響するか、という論爭に そうでない場合よりも、ヨリ制限的であるか、という問題 と述べているが、 地方通貨が -----

て通貨を獲得することに制限がないのと同様であることは、先にもの不足に苦しんだことがない。銀行はその手持のポンドを通貨發行に業務を行なつている連合王國銀行に就てのことであつて通貨發行に業務を行なつている連合王國銀行に就てのことであつて通貨發行に業務を行なつている連合王國銀行に就てのことであつて通貨發行によい。第一の理由は、植民地内の私銀行に關するもの、植民地ない。このことは植民地人が、手持のポンドを提出することによって通貨發行に業務を行なつている連合王國銀行に就ての上間は、植民地が通貨であることは、先にもない。このことは植民地人が、事情は、植民地が通貨不足に苦しんだことがないという事實は、植民地が通貨不足に苦しんだことがないという事實は、植民地が通貨不足に苦しんだことがないという事質は、植民地が通貨不足に苦しんだことがないと同様であることは、先にもない。このことがないという事質は、植民地銀行が通貨であることは、先にもない。このことは、先にもない。このことは、たいのでは、

否定するところであろう。

植民地においては一〇〇パーセント通貨準備制度によりデフレ的植民地においては一〇〇パーセント通貨準備制度によりデフレ的 植民地が獨立の金融政策を打出すことが不可能であるとい なかろうと、世界市場その他から受ける諸變動に應じた金融政策をなかろうと、世界市場その他から受ける諸變動に應じた金融政策を なかろうと、世界市場その他から受ける諸變動に應じた金融政策を なかろうと、世界市場その他から受ける諸變動に應じた金融政策を ないう目的に反すると思われる。

ている。 る。ただこのマースの説には異論があることは彼自身が指摘しッワンは更に信用政策を貨幣供給の主要決定要因に 加 え て いほ(1) .Perham, op. cit., p. 190 & p. 193. ニュウリン及びロ

- (a) Ibid., p. 194.
- (m) Ibid., p. 195.
- (4) The Banker; op. cit., p. 4.
- は考えている。Ibid., p. 31. は考えている。Ibid., p. 31.

次に植民地通貨は、財及び外國爲替に對して、當然連合王國のポ d ポンド・スターリングとのリンクと投資

ナイジェリアのポンドがポンド・スターリングのター だけを抽象して考えれば、植民地においては逆になるはずである。 説の根據が薄弱である。 地のように常にドル地域に對して輸出超過の傾向のある國ではこの パターンにおいては、連合王國における平價切下の效果は、この面 容易に調整され、その他の可能な利益を犠牲にすることヨリ少なく る費用は多く非植民地通貨(外國貸附手數料その他)において固定である。しかし典型的な植民地においてはこのように固定されてい されている。そして地方的費用は先進國におけるよりも遙かにヨリ 下は通常には、あまりにも「硬直的」な費用構造に對する一救濟策 外國爲替の獨立の變動は實際的には極めて少ない。例えば通貨の切 障は何もない。この點についてもバンカーの論者は再び、植民地の ち、一人當り實質所得の極大化、變動の極小化を意味するという保 げられた場合、それに追從することは植民地にとつて常に有利、 同率の切下を意味する。連合王國の金融政策によつてポンドが切下 とつては自治領政府自らの決定によるわけであるが、植足ば、それと同率だけ自國通貨を切下げるべきかどうかは、 連合王國ポンドに追從しなければならない。ポンドが切下げられ ンドと同じ外國購買力をもつ。そしてもし連合王國通貨が使用され して獲得できる、 てはポンドのドルに對する切下は自動的に自國通貨のドルに對する て植民地は通貨の切上、 ているとすれ ースは具體的例を提出している。卽ち、 ば、それがそこでもつと同じ國内購買力をもつ。 として、その效果を小さくみている。しかし植民 連合王國が工業國、植民地が農業國とい 切下を自主的に行なうことができず、 ナイジェリア政府はもし ムにお 植民地にとつ 自治領に 從 卽

所得は公共事業によつて發生し、その地方化された通貨は高率の輸 あろう。 う假定の下では、輸出を刺戟するという利益がある。要するに獨っのような政策はまた、競爭國がその通貨を報復的に切下げないと 準備の一部分を四西アフリカ政府(ナイジェリア、ヨー 料品に對しての世界市場價格が第二次大戰後に下落するならば、 入品購買にも拘わらず維持されるであろう。萬一ナイジェリアの原 この額を輸入を含まない公共事業計畫に消費する。ナイジェリアの 化に對しても阻害要因であることは間違いない。 ばならないことは、實質所得の極大化に對しても、また變動の極小 の金融政策をもたず常に連合王國のポンドと同率の動きをしなけれ 容易に打ち勝ち得たであろう。 下げられたとしたならば、戰時中のインフレ シェラ・レオン、ガンピア)に分配されるように解放するで、シェラ・レオン、ガンピア)に分配されるように解放するで、コールド・コー そうして政府は切下げられた西アフリカポンドを購入して ナイジェリア・ポ ンド ンの餘波に 要するに獨立 の切下は通貨 ルド 3 ے

に提出されない額は、 證券の購入に向けられても差支えないはずである。 貸準備である限り、 或いは他の自治領の證券に比して安全性がなく、 策である。現在ロンドンに蓄積されている通貨準備をもつて自國の 準備金なしの通貨發行が許され得る。準備金なしとい **外的に地方化された通貨」の量である。この部分に見合う額だけ** に卽刻現金化できない 證券を購入できないという理由が、植民地政府の證券は、 次の問題は、獨立の金融政策をもてないことに關連しての投資政 兌換を要求される恐れの全くない部分は、自國 **賃」の量である。この部分に見合う額だけはマースの言葉を借用すれば「永久的及び半永** からだという議論を認めても、この基金が通 通貨の兌換の要求 この絶對に兌換 連合王國

> なる。 地方の政府の債券によつてバックされてもいいわけであることに 立されたならば、その銀行自らが投資することも可能であることに 立されたならば、その銀行自らが投資することも可能であることに なる。

であろう。 展を遅滯させるであろう。これまた開發計畫にとり阻害條件となる 展をに一〇〇パーセント通貨準備制度は、植民地の資本市場の發

といいうし 中央銀行設立に反對の意見を打出した、所謂「トレヴォー報告」、正確ということになる。これについては、ゴールド・コーストにおける らのことは、究極において植民地に獨立の中央發券銀行を確立する 下を行なうことにより、 獲得のコストが下げられ、これにより投資を增大させることができ 良して、一〇〇パーセントという準備率を低めることにより、通貨 立によつて先に擧げた改良を行なおうということは、逆に現行一〇 るが、今詳細に立入る餘裕がない。ともかくこのような中央銀行設 題についての報告」があり、之に對しては種々の批判が行なわれてい る。更に獨立の金融政策を打出してポンドと別個の切上、 る。就中デヴィド・ロウワンの「ゴールド・コースにおける銀行の には「ゴールド・コーストにおける銀行條件及び國立銀行設立の間 以上みて來たように、現行の一〇〇パーセント爲替基準制度を改 セント通貨準備制度が植民地の開發にとつて非能率的である セシル・トレヴォー 開發計畫に有利な條件を作出し得る。 卿の報告に對する一批判」が著名であ 或い これ は切

IJ

(附表)

連合王國殘高(防衞費(純)を含む)・

高.....

高.....

連合王國への金賣却…………

その他のスターリング地域諸國

連合王國植民地

ンスではない、

議論がある。

なるほどアイドル

バラ

話(1) 反應が Sterling: Commonwealth cial policies (ii) wealth Affairs 1931-1952 味ぶかい。 Documents and Speeches on The Devaluation vol. H. British の中に見られ

- The Banker,
- Cf. Niculescu; op. cit.

今まで植民地側よりみて、 100%

通貨準備制度が植民

スター

リング地域

ル地域

地の開發にとつて非能率的であるということを、

投資することができるから、植民地は利子を獲得できて幸運である、の通貨量が減少しない限りは逆流することがない。通貨基金を證券 を否定することにはならないであろう。 の異常な事態に由るということを強調 ことを示して 下にロンドンに凍結されているということは、この通貨制度がスタ た外貨の吸引機構の一部に外ならない。植民地が原料品をド リング地域のドル・プールにドルを吸收する一つのパイプである して得た外貨が、 いる。 植民地保有ポンド殘高が第二次大戰中及び戰後 い意見や、投資されているから決してアイド 一一〇パーセントの通貨基金という項目の かもこのパイプは植民地 それがパイプの役目

いう觀點からみれば如何であろうか。この制度は植民地の獲得し

一九四九年の連合王國のポンド切下に應じての各自治領の Section XX. 1. Finan-Common-

Perham, op. cit., p.

3

+ 9 + 3 + 24 連合王國への金賣却……… (Cmd. 9430) 經常收支殘高 (香港を除く) 第2表 (100 萬ポンド) 1954 1952 1953 (暫定) +75+32+32-50--44 -10-16+ 1 西インド諸島(バハマス, バミューダを含む)… +19-19- 8 マレイ地域(ボルネオ地域を含む)………… + 3 + 4 +5+25+30-32計..... (Cmd. 9480)

第 十 表 1951~1954年スターリング地域のドル地域に對する經常取引

1951

-436

-63

+69

+165

1952

-174

-99

+69

+136

第3表 地域的グループによるポンド資産の配分 (100 萬ポンド) 1954末 1953末 1952末 地域的グループ 488 362 400 フリカ (アデン、ソマリランド保護領、 209 220 217 305 283 282 マレイ地域 (ボルネオ地域を含む) ………… 90 123 107 西インド諸島(バハマス, バミューダを含む)… 261 247 1,394 1,256

(Omd. 9480)

(100 萬ポンド)

1953

- 8

-15

+79

+101

1954 (暫定)

-101

-201

+364

+279

ポンド資産の基金の主要な型による分類 (100萬ポンド) 1952末 1953末 1954末 金の 363 372 395 ジェントのもつ通貨基金…… クラウン・エージェントのもつその他の基金 189 235 235 204324 139 268 144 268 144 301 240 1,171 1,256 1,394 計.....

(Cmd. 9480)

蠶(1) 強制で なかろう、と云われれば憤慨するに違いない。(3)がしようとするような方法で消費することを許 かつたが、低開發地域という概念は普通國內資本の不足に苦しんでけをとりあげ、他の三つの基金については全く觸れることができな である誰かが利用して 純な植民地人」に、この殘高を、「智慧づいたオー 議な物語である。そして旣に政治的に覺醒して來た植民地人は、「單 ていながら、 特にマレイ連邦と西アフリカは外貨を豐富に稼ぎ連合王國に投資し に貢献していることには間違いなく、ドル・プー いる國であり、外資の導入を要求している國である。英領植民地、 いってはない。 うではない。 2 一般ではな ここでは紙數の關係で、植民地保有のポンド殘高の中、通貨基金だ なバランスである。 King; op. The Banker; op. 連合王國に對する貸附であつてもなくても、 しかも資本が不足しているという、不思議な國の不思 であろう。 この残は決して連合王國に對する貸附で 連合王國大藏省債券を購入すると いることにも間違いない。 かし該當植民地にとつては正にアイド Ö すのは眞の親切では ルからの引出し手 ストラリア人」 うことが ブー はな

1954. p. 48. Robertson, Ų Britain in the World Economy,

(七九三)